

身体的拘束最小化のための指針

一般財団法人 野中東皓会 静風荘病院

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者様の尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、患者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。また、こうした組織風土の醸成に努めます。

2. 身体的拘束最小化のための体制

(1) 身体的拘束最小化委員会の設置

身体的拘束最小化を目的に、身体的拘束最小化委員会を設置し、3ヶ月毎に開催する。

ア. 身体的拘束最小化委員会の検討項目

1. 身体的拘束について報告するための様式の整備
2. 身体的拘束最小化に向けた現状把握及び改善についての検討
3. 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討
4. 身体的拘束を実施した場合の解除や代替策導入に向けた検討
5. 身体的拘束最小化に関する職員全体への指導・教育
6. その他委員長が指示した事項

(2) 身体的拘束最小化委員会の構成員

医 師（委員長）

看護部長

病棟師長

相談室長

事務部長

医療安全管理者

但し、医師以外は代理の出席を認める。

3. 身体的拘束最小化の基本方針

(1) 身体的拘束の定義

医療サービスの提供にあたって、患者様の身体を拘束しその行動を抑制する行為とします。身体的拘束のほか、患者様の行動を制限する具体的行為として、下記にあげる行為を示します。

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
3. 自分で降りられないように、ベッドを4点柵（サイドレール）で囲む。

4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等でしばる。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等でしばる。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。
12. 離床センサーやセンサーマット等を使用する。

(2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者様または他の患者様の生命又は身体を保護するための措置として、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者様・ご家族へ説明し同意を得た上で、例外的に必要な最低限の身体的拘束を行うことがある。

1. 切迫性：患者様または他の患者様の生命または身体が危険にさらさせる。
2. 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がない。
3. 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである。

(3) 身体的拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束最小化委員会を中心に、十分な観察を実施するとともに経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努めます。具体的には以下の手順に従い実施する。

1. 記録、集計、分析、評価を様式を用いて行い、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察を記録する。
2. 患者さんやご家族に対しての説明
 - ①身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。
 - ②身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご家族に患者さんの状態等を説明する。
 - ③身体拘束要件に該当しなくなった場合には、速やかに拘束を解除するとともにご家族に報告する。
3. カンファレンスの実施
 - ①身体的拘束最小化委員会の構成員が集まり、(1)切迫性 (2)非代替性 (3)一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。
 - ②他の医師と情報共有し、必要時に診察を依頼する。

③拘束による患者さんの心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行う場合の、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討する。

④早期の拘束解除に向けた取り組みの検討を行う。

4. 病棟内での検討

①身体的拘束が行われている病棟の複数人の職員が、協働して、解除や代替策の導入に向けた具体的な検討を行う。

4. 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

1. 患者様主体の行動・尊厳ある生活に努める。
2. 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
3. 患者様の思いをくみ取り、患者様の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で丁寧な対応をする。

5. 身体的拘束最小化のための職員教育

全ての職員に対して、身体的拘束最小化と人権を尊重した支援の励行をはかり、年2回以上の職員教育を行う。

附 則

1. 本指針の主管者は院長であり、改廃は院長が行うものとする。
2. 本指針は、2024年6月1日より施行する。

(沿革)

2024年 5月 制定

2025年10月 一部改訂

2026年 5月 一部改訂